平成２１年（フ）第９８号
栃木県那須塩原市東豊浦23番地64、前住所福島県白河市飯沢36番地６
債務者　薄井　淑人
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第９９号
栃木県那須塩原市東豊浦23番地64、前住所福島県白河市飯沢36番地６
債務者　薄井美津子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１１１８号
東京都日野市大字新井718番地第２吉原荘203
債務者　宇野　栄司
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２３号
広島県福山市津之郷町大字津之郷479番地12ニューシティつのごうＣ201、旧住所広島県福山市幕山台６丁目３番18号
債務者　柏野　信代
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９８号
群馬県利根郡みなかみ町湯原684番地２
破産者　日垣　博史
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２４７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津丙235番地の153
破産者　荒木美津子（旧姓本多）
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第３８８号
神奈川県足柄上郡大井町山田1088番地
破産者　高久　美香
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第３８９号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口760番地７、開始決定時の住所神奈川県小田原市酒匂1419番地の９
破産者　高久　明美
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第２９０号
奈良県橿原市新口町236―16サンパティク１―105号室、破産手続開始決定時の住所奈良県宇陀市榛原区天満台西２丁目６番の３
破産者　中川　哲也
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第５０６号
奈良県大和高田市大字市場763番地の１、従前の住所奈良県大和高田市大字東中106番地の10
破産者　石田　重義
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
奈良県香芝市畑７丁目１番21号
破産者　本村　安雄
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
札幌市北区北12条西１丁目１番地　マルシンハイツ401号
破産者　保坂　千尋
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９号
岩手県花巻市山の神586番地２
破産者　奥山　正広
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２９２号
宮城県岩沼市本町４番４号
破産者　疋田　敏弘
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目15番33号
破産者　村山　向太
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７４７号
仙台市若林区沖野３丁目16番73号
破産者　佐久間信光
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６０号
宮城県多賀城市笠神２丁目12番１号新仙台火力寮
破産者　長田　祐治
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６８号
宮城県石巻市広渕字長山100番地
破産者　赤坂　　正
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係